

# 平勝寺永代供養墓「普同塔」納骨規則

## (目的)

第1条 この規則は、宗教法人平勝寺墓地に所在する永代供養墓「普同塔」の適正な使用と円滑な管理を目的とする。

## (管理者)

第2条 永代供養墓「普同塔」は平勝寺代表役員がこれを管理する。

## (納骨者)

第3条 永代供養墓「普同塔」は宗教・宗派を問わず、いかなる人の遺骨をも納骨することができる。

## (納骨条件)

第4条 納骨を希望する人は、あらかじめ納骨申込書（様式第1号）を提出するものとする。

2. 人以外の遺骨を納骨することはできない。
3. いったん納骨した遺骨は取り出すことができない。

(納骨の手続き)

第5条 遺骨を納骨しようとする人は、各市町村が発行する埋（改）葬許可証を管理者に提出するものとする。

2. 納骨時まで規定の永代供養料を全額納めなければならない。
3. 納骨完了後、管理者は納骨済証（様式第2号）を発行するものとする。

(納骨者の登録)

第6条 管理者は納骨者の記録を銘板ならびに墓籍簿に記し永代保存するものとする。

(祭祀方法)

第7条 祭祀は管理者が曹洞宗の教義にしたがって行うものとする。

2. 異なる宗教・宗派にのっとり方法での祭祀はできない。
3. 管理者は毎年の盆期間中に納骨者の追善供養法要（30年間）を行うものとする。

(生前依頼)

第8条 生前に永代供養料を全額納め、生前依頼申込書（様式第3号）を提出することにより、永代供養墓「普同塔」への納骨を依頼することができる。

2. 管理者は生前依頼承り証（様式第4号）を発行するものとする。
3. 管理者は曹洞宗の教義にのっとり授戒の儀式をおこない、血脈を受け、戒名を銘板に記す。

（不可抗力による事故の責任）

第9条 天変地異等の不可抗力による損傷または第三者によって生じた事故、損害、盗難などについては管理者にその責任を問えない。

（規則にない事項）

第10条 この規則に定めてない事項については、管理者ならびに平勝寺護持会において協議し決定する。

（定めの改正）

第11条 墓地埋葬等に関する法律や現行法規が改正された場合は、この規則も改正されることがある。

付則

1. この規則は、令和3年9月1日から実施する。

永代供養料 一霊につき 30 万円。

(納骨料、戒名彫り代を含む。管理費、維持費、年間費は一切かかりません)

(墓じまい等により、その家の遺骨を一括して納骨する場合も上記と同様。ただし銘板は〇〇家先祖代々霊位とする)

戒名のない方 別途 5 万円

(曹洞宗の教義にのっとり授戒の儀式をおこない、血脈を授け、銘板に戒名を彫ります。生前に納骨を依頼した人で、戒名のない方も同様とする)

ご希望の方は年忌の法事、祥月命日の法要を永代供養墓「普同塔」の前、または平勝寺でおこないます。

(これらの個別の法要は最初の永代供養料には含まれておりません。)

様式 第1号

令和 年 月 日

## 平勝寺永代供養墓「普同塔」納骨申込書

納骨者	氏名	(フリガナ)	(氏)	(名)	性別
		(氏)			男
	死亡年月日	令和 年 ( ) 月 日			歳
	戒名				既存 新規

平勝寺永代供養墓「普同塔」へ所定の永代供養料を納付して、納骨することを申し込みます。

申込者	氏名	(フリガナ)	(氏)	(名)	続柄
		(氏)			続柄
	現住所	〒			
電話番号	自宅 携帯				

(注) 申し込み時に必要な添付書類

1. 埋(改)葬許可証 1通。 左記の許可証が無ければ除籍証明書。

上記の申し込みを受け付けいたしました。

令和 年 月 日 平勝寺 受付番号 第 号

様式 第3号

令和 年 月 日

## 平勝寺永代供養墓「普同塔」生前依頼申込書

納骨者	氏名	(フリガナ)	(名)	性別
		(氏)		男
	死亡年月日	令和 年 ( ) 月 日		女
	戒名			歳
			既存	
			新規	

平勝寺永代供養墓「普同塔」へ所定の永代供養料を納付して、生前依頼することを申し込みます。

申込者	氏名	(フリガナ)	(名)	続柄
		(氏)		
	現住所	〒		
電話番号	自宅		携帯	

上記の申し込みを受け付けいたしました。

令和 年 月 日 平勝寺 受付番号 第 号

様式 第2号



様式 第4号

